

第5回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成26年11月6日

上富良野町農業委員会

第5回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成26年11月6日(木) 午後1時30分から午後2時05分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 11名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
4	杉本 隆一	5	石橋 信次	6	佐藤 良二
7	井村 昭次	8	—	9	舘尾 雄治
10	長谷川裕見	11	井村 悦丈	12	青地 修

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問の答申について
- 日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 土地の現況証明書下付について
- 日程第5 議案第3号 農地パトロール(利用状況調査)実施要領の制定について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	林下 里志
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

故 岡和田 淳 委員に対する黙祷

事務局長 全員ご起立ください。
総会に先立ち、故 岡和田 淳 委員に対し、黙祷を行います。

<黙祷>

黙祷を終わります。ご着席ください。

開会の宣言

事務局長 只今より、第5回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
4番 杉本隆一 委員に合わせ、ご唱和ください。

杉本委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、11名であります。
定数に達しておりますので、これより第5回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
7番 井村昭次 君、9番 館尾雄治 君を指名いたします。

議 長 日程第2 報告第1号「農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問の答申について」
の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定に基づく諮問の答申について、北海道農業会議より次の件の答申がありましたので報告をいたします。報告第1号朗読。

議長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議長 日程第3 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
平成26年11月6日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修
許可申請は、都市計画用途地域内の第3種用地であり、一般住宅建設のため転用計画に問題はないと考えます。
審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「3番 谷 委員」

谷委員 3番 谷です。議案第1号 1番について、補足説明いたします。

所有者 ○町○丁目○番○○号の○○○○さん、転用者 ○町○丁目○番○○号の○○○○です。所在地は、○○○○さんの宅地の北側部分になります。一般住宅建設のための転用であり、都市計画用途地域内のため転用には問題ないと思います。
また、農地転用の審議に影響はありませんが、下水道の受益者負担金が掛かる地域となりますが、現在農地のため、徴収猶予となっております。転用の後、宅地になりますので、その際には下水道の受益者負担金が掛かってくるものとなります。
位置図がありますので、図面にて場所等も確認願います。

谷委員 慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案理由の補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第2号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
平成26年11月6日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修
審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号 1番について、調査を行った担当委員から補足説明をお願いします。
「5番 石橋信次 委員」

石橋委員 5番 石橋です。10月10日に三好委員、杉本委員とともに現地調査を行いました。
申請者は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんで、所在地は〇〇〇〇の向い、〇〇〇〇の横となります。基盤整備事業に伴い測量をしたところ、境界が現況とずれており、〇〇〇〇さんの田の一部を〇〇〇〇の通路として使用していることが判明しました。

石橋委員 今回、その部分を分筆し現況の「宅地」として地目変更したいと申請があり、現況確認をした結果、「宅地」で支障なしと判断されますので、宜しくお願いします。

議 長 これをもって提案理由の補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

館尾委員 測量をした結果、境界がずれており、実際には田の部分を〇〇〇〇の通路として〇〇〇〇が使用していたそうですが、その扱いはどうなるのでしょうか。

事務局 所有者の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇にて協議をしております。今回、地目変更で宅地になれば、宅地として〇〇〇〇がこれまで使用していた部分を補償し、買収することで進められています。

館尾委員 了解しました。

議 長 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 2番、3番について、調査を行った担当委員から補足説明をお願いします。
「11番 井村悦丈 委員」

井村(悦)
職務代理 11番 井村です。10月29日に館尾委員、佐藤委員とともに現地調査を行いました。
申請者は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんで、所在地は〇〇〇〇さんの家から北側の土地2筆となります。
議案第2号 2番は、地目「畑」となっておりますが、賃貸により17～18年ほど前までは一部を牧草、また、芋や豆などを作付していました。しかし、傾斜がきつく周辺も山林に囲まれており、現在まで耕作がされておらず雑木化されております。
議案第2号 3番は、地目「畑」で7～8年前まで賃貸により豆などを作付しておりました。しかし、細長く不整形な土地で周辺が山林であり、鹿の被害がひどく、現在は耕作されていない状況で、原野化されております。

井村（悦）
職務代理

今回、地目を「畑」から農地以外に変更したい申請があり、どちらとも農業振興地域の農用地外であり、現況確認をした結果、「原野」で支障なしと判断されますので、宜しくお願いします。

議 長

これをもって提案理由の補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第5 議案第3号「農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第3号について、ご説明いたします。
農地法の一部改正に伴い、同法第30条（利用状況調査）並びに同第32条（利用意向調査）各項及び関係法令により、農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について、審議を求める。

平成26年11月6日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

改正農地法が平成26年4月1日より施行され、遊休農地に関する措置が変更となりました。これまでの制度では所有者への指導、勧告、北海道の調停、裁定という流れでしたが、農地中間管理機構を利用するか等の利用意向の調査をし、農地中間管理機構との協議勧告する制度になりました。

これまでも毎年、農地パトロールを実施しておりましたが、実施要領を定めて、利用状況調査を行うこととなり、別紙（案）のとおり制定してよろしいか審議お願いいたします。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。本日の日程は、
全て終了いたしました。

第5回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、報告1件、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時05分

上記第5回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成26年11月6日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____